平成２１年（フ）第３３２４号
福岡市南区大楠１丁目４番17―306号
債務者　大久保孝二
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３３３号
福岡県筑紫郡那珂川町王塚台３丁目55番地
債務者　石橋　晃功
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３３９号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄９丁目32番地　ハイムあかしや205号
債務者　辻　　睦
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３６９号
福岡市南区井尻２丁目13番３号
債務者　福島　信昭
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３７３号
福岡市早良区野芥５丁目30番５号
債務者　内海　順子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３７７号
福岡市早良区南庄６丁目10番31―501号
債務者　平川　和樹
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３８２号
福岡市南区大橋１丁目20番３―206号
債務者　折目　壽利
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３８８号
福岡市博多区美野島４丁目１番２―106号
債務者　石丸美保子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４５７号
福岡県久留米市長門石２丁目６番36号
債務者　出利葉あすか
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４６８号
福岡県小郡市三沢75番地８
債務者　田中　博子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４８２号
福岡県久留米市東合川町422番地８
債務者　丸山　侑恭
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４８３号
福岡県久留米市東合川町422番地８
債務者　丸山　亜弓
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第４９５号
福岡県久留米市通町７番地１　平成ビル305号
債務者　今村　享子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第１１７号
福岡県八女郡立花町大字下辺春2312番地１
債務者　春口　喜治
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１１８号
福岡県八女郡立花町大字下辺春2312番地１
債務者　春口　洋子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１２０号
福岡県筑後市大字蔵数633番地17
債務者　久保田美佐子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１２５号
福岡県筑後市大字鶴田237番地　リベア船小屋Ｃ－２
債務者　中村いずみ（旧姓高瀬）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第６３９号
大分市大字片島70番地　サンパティ片島802
債務者　赤木美奈子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係